

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 第4期中期目標・中期計画対照表（案）

第4期中期目標（案）	第4期中期計画（案）
<p>（序文）</p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定により、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。</p>	<p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定により、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。</p>
<p>I 政策体系における法人の位置付け及び役割</p> <p>独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、平成28年4月に大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターが統合し設立された。その起源は、大学以外で学位を授与する我が国唯一の機関として平成3年に創設された学位授与機構である。その後、国立大学等への施設費貸付・交付、認証評価、国立大学教育研究評価、国公立大学の教育情報の公開、これらの業務に関連する調査研究なども含め、高等教育に係る社会的要請の高い課題に果敢に取り組み、文部科学省の政策目標達成に欠くことのできない法人として高等教育の発展の一翼を担い続けている。</p> <p>現在、我が国では「Society5.0」の実現に向け戦略的取組が始まりつつあり、大学に対しては産業・社会構造の変化に対応する高度な教養と専門性を備えた人材育成やイノベーション創出の牽引が求められている。このため各大学は、その役割や特色・強みをより一層明確にするとともに経営力を強化し、教育研究の質を向上させる改革が急務とされた。機構に対しては、大学等の評価、施設費の貸付・交付事業等に加え、新たに大学の戦略的な経営判断促進に資する業務も行うことにより、大学改革を強力に支援していくことが望まれている。</p> <p>一方世界に目を向けると、グローバル化の進展等によって学生の国境を越えた流動性が高まる中、学習履歴・学位等の国際的通用性が大きな壁となっている。当然、我が国にも高等教育に対する信頼性の確保が求められ、機構には国際的な質保証活動への積極的参画や国内外の高等教育制度や資格に関する情報等の収集・提供が期待されている。</p> <p>2018年のWHOの統計によると我が国の健康寿命は74.8歳。世界トップクラスの長寿社会を迎えている。この長い人生の間、国民がいつでも活躍できる社会を実現するためには、生涯のあらゆる段階で学び直せる環境の整備や多様な年齢層のニーズに応える学習プログラムが必要だと言われている。</p>	

第4期中期目標（案）	第4期中期計画（案）
<p>る。このような中で、機構がこれまで行ってきた学位授与は、高等教育の多様化の発展とリカレント教育の拡充を支援するものとして期待されている。</p> <p>機構は我が国の高等教育の発展に資するという業務の性格に鑑み、幅広く大学関係者及び有識者等の参画を得て、以下に示す業務運営を行う。</p> <p>（別添）政策体系図</p>	
<p>II 中期目標の期間</p> <p>機構は、我が国の高等教育の発展に資することを目的として業務を実施しており、成果を得るまでに相当の期間を要するものが多いことから、中期目標の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とする。</p>	
<p>III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>
<p>1 大学等の評価</p> <p>我が国の大学等による教育研究活動等の質の維持向上に資するため、大学等の評価を行うとともに、認証評価における先導的役割を担うことにより、我が国の大学等における内部質保証の確立を多角的に支援する。また、様々な大学評価の実施主体として、効果的・効率的な評価システムを開発・実施する。</p> <p>（1）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価</p> <p>大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価及び法科大学院認証評価を実施し、我が国の大学等の教育研究活動等の質を保証し、その改善に資する。</p> <p>また、現行の評価制度の枠組みによらない取組として、大学等の希望に応じ、大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等を実施し、評価の選択肢の拡充等に資する。</p>	<p>1 大学等の評価</p> <p>（1）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価</p> <p>①大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価</p> <p>毎年度、大学、高等専門学校及び法科大学院の求めに応じて、機構が定める評価基準に従って、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。</p> <p>効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。</p> <p>機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。</p> <p>さらに、選択評価の実施、調査研究、国内外の質保証機関との連携</p>

第4期中期目標（案）	第4期中期計画（案）
<p>これらにより、調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた成果等も活用し、先進的な評価手法を開発するとともに、取組の成果等を評価機関や大学等に提供すること等により、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。</p> <p>なお、法科大学院に係る認証評価については、前中期目標期間に引き続き、運営費交付金負担割合の引き下げに努める。</p> <p>(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価</p> <p>文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における業務の実績のうち、教育研究の状況についての評価を実施する。</p> <p>評価に当たっては、大学ポートレートや認証評価のために整えた根拠資料・データ等を活用するなど、法人の負担軽減に努める。</p> <p><b>【評価指標】</b></p> <p>1－1 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価の実施状況（実施校数等を参考に判断）</p> <p>1－2 認証評価の先導的役割の取組状況（会議等の開催実績等を参考に判断）</p> <p>1－3 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価の実施状況（実施機関数等を参考に判断）</p> <p><b>【目標水準の考え方】</b></p> <p>1－1 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価を適切に実施し、結果を提供・公表したか、評価申請校数、評価実施校数、評価実施体制、評価実施後の検証のためのアンケートの回答状況等を参考に判断する。</p> <p>1－2 内部質保証を重視した効率的・効果的な評価システムを開発したか、また、取組の成果等を提供し、我が国の認証評価における先導的役割を果たしたか、評価システムの開発に向けた取組の状況、取組の成果を提供するための会議等の開催実績等を参考に判断する。</p> <p>1－3 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価を適切に実施し、結果を文部科学省国立大学法人</p>	<p>等の取組により得られた成果等を活用して先進的な評価手法を開発し、説明会や研修等を通じ評価機関や大学等に積極的に提供すること等によって、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。</p> <p>なお、法科大学院に係る認証評価については、前中期目標期間に引き続き、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえ、運営費交付金負担割合の引き下げに努める。</p> <p>②大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価</p> <p>毎年度、大学等の希望に応じて、研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況等について、それぞれ機構が定める評価基準に従って選択評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。</p> <p>効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。</p> <p>機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ、より実質的な評価を行うための方法を検討するなど、評価システムの改善につなげる。</p> <p>(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価</p> <p>国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における教育研究の状況について、平成32年度に4年目終了時評価を、平成34年度に中期目標期間終了時評価を行い、評価結果について、文部科学省国立大学法人評価委員会に提出するとともに、社会に公表する。</p> <p>効率的かつ効果的に評価を実施できるよう、評価体制等を構築し、評価担当者の研修を実施する。評価の実施に当たっては、大学ポートレートや認証評価のために整えた根拠資料・データ等を活用するなど、法人の作業負担の軽減に努める。</p> <p>国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証し、第4期の評価に向けた評価方法等の改善につなげる。</p>

第4期中期目標（案）	第4期中期計画（案）
<p>評価委員会に提供するとともに公表したか、評価実施に向けた準備状況、評価実施体制、評価実施機関数、評価実施後の検証のためのアンケートの回答状況等を参考に判断する。</p>	
<p>2 国立大学法人等の施設整備支援</p> <p>我が国の高等教育及び学術研究において中心的な役割を果たしている国立大学法人等の教育研究環境の整備充実を図るため、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付等を行うとともに、国から承継した財産等の処理を着実に実施することにより、施設整備等の多様な財源による安定的な実施と教育研究環境の整備充実を支援する。</p> <p>(1) 施設費貸付事業 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、教育研究環境の整備充実のため、長期借入金等を財源として土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行う。 事業の実施に当たっては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善にも資するよう、効率的な資金の調達を実施するとともに、国立大学法人等の収支状況等に即した精度の高い審査を実施し、債権の確実な回収に努め、債務を確実に償還する。</p> <p>(2) 施設費交付事業 国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構に対し、教育研究環境の整備充実のため、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行う。 なお、事業継続のための財源確保に関して、文部科学省、国立大学法人等と連携を図りながら必要な調査等を行う。</p> <p>【評価指標】</p> <p>2-1 施設費貸付の実施状況（貸付の審査状況等を参考に判断）</p> <p>2-2 施設費交付の実施状況（実施件数等を参考に判断）</p>	<p>2 国立大学法人等の施設整備支援</p> <p>(1) 施設費貸付事業</p> <p>①施設費の貸付 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備及び国立大学の移転による整備等に必要な資金として貸付けを行う。 貸付けに当たっては、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。 また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。</p> <p>②資金の調達 貸付事業に必要な財源として、長期借入れ又は債券発行により資金の調達を行う。 その際、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。 民間資金の調達にあたり、IR（インベスター・リレーションズ）活動として投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。</p> <p>③債務の償還 貸付事業に係る債権を確実に回収し、長期借入金債務等の償還を確実に行う。また、そのために貸付先訪問調査を実施する。</p> <p>④調査及び分析 機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うための調査、分析を行う。</p> <p>(2) 施設費交付事業</p> <p>①施設費の交付</p>

第4期中期目標（案）	第4期中期計画（案）
<p>【目標水準の考え方】</p> <p>2-1 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、資金の貸付を適切に行ったか、貸付の審査状況、現地調査実施件数（平成26～30年度の各年度平均実績：●箇所）、債権回収率（平成26～30年度の実績：毎年100%）、財政融資資金及び債券に係る債務償還率（実績：毎年100%）、機構の事業と債券発行の意義を理解してもらうための投資家の訪問件数（平成26～30年度の各年度平均実績：●箇所）等を参考に判断する。</p> <p>2-2 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、資金の交付を適切に行ったか、交付件数、交付の審査状況、現地調査実施件数（平成26～30年度の各年度平均実績：●箇所）等を参考に判断する。</p>	<p>文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国から承継した旧特定学校財産を処分することで得られる収入、各国立大学法人等からの財産処分収入の一定部分の納付金等の財源により、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。</p> <p>②交付対象事業の適正な実施の確保 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図るため、交付先訪問調査を実施する。</p> <p>③交付事業財源の確保に関する調査等 事業継続のための財源確保に関し、文部科学省、国立大学法人等と連携を図りながら、必要な調査等を行う。</p> <p>(3) 国から承継した財産等の処理</p> <p>①承継債務償還 国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを行う。</p> <p>②旧特定学校財産の管理処分 国から承継した旧特定学校財産について適切に管理処分を行う。</p>
<p>3 学位授与</p> <p>高等教育段階の多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図るため、大学の卒業生又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する。また、生涯学習社会の実現やリカレント教育の推進に資するため、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。</p> <p>(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与 短期大学・高等専門学校の卒業生等でさらに一定の学修を行い単位</p>	<p>3 学位授与</p> <p>(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与</p> <p>①学士の学位授与 短期大学や高等専門学校を卒業、あるいは専門学校を修了するなどし、さらに大学等において高等教育レベルの学修を行った申請者に対し、修得単位の審査、学修成果についての審査及び試験等を行い、学士の学位を授与する。 なお、インターネットを利用した電子申請の推進など、申請者の利便性向上に引き続き取り組む。</p>

第4期中期目標（案）	第4期中期計画（案）
<p>を体系的に修得した者に対して、審査により、学士の学位を授与する。</p> <p>(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与 各省庁の教育施設に置かれる課程で、大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと機構が認めるものを修了した者に対して、審査により、学士、修士又は博士の学位を授与する。</p> <p>(3) 学位授与事業の普及啓発 機構による学位の授与に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知を図るとともに、学位授与の申請等に関する適切な情報を提供する。</p> <p><b>【評価指標】</b></p> <p>3-1 単位積み上げ型による学士の学位授与の実施状況(学位取得者数等を参考に判断)</p> <p>3-2 省庁大学校修了者に対する学位授与の実施状況(学位取得者数等を参考に判断)</p> <p>3-3 学位授与事業の普及啓発に向けた取組状況(パンフレット配布機関数等を参考に判断)</p> <p><b>【目標水準の考え方】</b></p> <p>3-1 単位積み上げ型による学士の学位授与を着実に実施したか、申請者数、学位取得者数、電子申請利用率、認定審査件数等を参考に判断する。</p> <p>3-2 省庁大学校修了者に対する学位授与を着実に実施したか、申請者数、学位取得者数、認定審査件数等を参考に判断する。</p> <p>3-3 パンフレット配布機関数、説明会の開催実績、申請者数等を参考に判断する。</p>	<p>②専攻科の認定 学位の取得に必要な単位を修得する機会の拡大を図るため、短期大学及び高等専門学校からの申出に基づき、当該短期大学等に置かれた専攻科の教育課程等について審査を行い、大学教育に相当する水準の教育を行っている専攻科を認定する。 機構が授与する学位の水準を確保するため、認定した専攻科に対し、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。</p> <p>(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与</p> <p>①学士、修士又は博士の学位授与 機構が認定した省庁大学校の課程を修了した申請者に対し、単位修得と課程修了を審査するとともに、修士及び博士については申請論文の審査及び試験を行った上で、学士、修士又は博士の学位を授与する。</p> <p>②課程の認定 省庁大学校からの申出に基づき、当該大学校に置かれた課程の教育課程等について審査を行い、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程に相当する教育を行っている課程を認定する。 機構が授与する学位の水準を確保するため、認定した課程に対し、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。</p> <p>(3) 学位授与事業の普及啓発 学位授与の申請者等に適切な情報を提供するため、学位授与に関する申請書類等の内容の充実に努める。 また、生涯学習に係る機関等とも連携し、パンフレットの配布や説明会の開催等を積極的に行うなど、社会における学位授与の制度等に対する理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。</p>

#### 第4期中期目標（案）

#### 4 質保証連携

我が国の高等教育の発展に資するため、大学等や国内外の質保証機関等と連携し、調査研究や事業の成果等も活用して、高等教育の質保証に関する活動を行う。これにより、我が国の大学等の教育研究の質の一層の向上、国立大学法人の運営基盤の強化、高等教育の国際的な信頼性の確保、学位等高等教育資格の国際的通用性の確保を図る。

##### (1) 大学連携・活動支援

大学や評価機関等と連携し、大学等の教育研究の質の維持向上、大学等の経営力強化の促進、大学等が社会に対する説明責任を果たすための教育情報の公開・活用等を支援する。

##### ① 大学等との連携

大学等の教育研究の質の維持向上を支援するため、大学等と連携して教育研究に関する情報を収集・整理し、提供するとともに、質保証に関わる人材の能力向上を支援する。

##### ② 大学等の経営力強化促進の支援

国立大学法人の大学のマネジメント機能等の運営基盤の強化促進を支援するため、大学等と協働して、必要な情報の収集、整理、分析を行い、またその成果の提供を行う。

##### ③ 大学ポートレート

大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団と連携し、大学ポートレートを運用する。  
なお、運用に当たっては、利用者の利便性の向上や機能の改善・充実等に速やかに取り組む。

##### ④ 評価機関との連携

我が国の大学評価の更なる質の向上のため、他の評価機関と連携し、認証評価の改善・充実や情報発信等に取り組む。

##### (2) 国際連携・活動支援

我が国の高等教育における質の向上や国際的な信頼の確保に向け、

#### 第4期中期計画（案）

#### 4 質保証連携

##### (1) 大学連携・活動支援

##### ① 大学等との連携

大学等における教育研究の質保証に関する情報等を収集、蓄積し、大学等が評価活動やIR（インスティテューショナル・リサーチ）活動等に活用できるよう提供する。また、大学等の教職員向けの研修の開催等により、質保証に関わる人材の能力向上を支援する。

高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学等における各種の学習に関する情報を収集・整理し、提供する。

##### ② 国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援

国立大学法人の財務に関する情報収集、分析及び成果の提供を行う。

国立大学法人の教育研究情報や資源投入に関する情報について、大学等と協働して分析を行い、大学運営に資する指標など、これらの成果を提供する。

##### ③ 大学ポートレート

大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポートレートを運用する。その際、大学ポートレートへの参加大学数や大学による情報公表の状況、大学ポートレートウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証する。

また、検証結果を踏まえて、利用者の利便性の向上等、機能の改善・充実に努める。

##### ④ 評価機関との連携

認証評価機関連絡協議会等を通じ、他の評価機関と連携して、認証評価に関する情報の発信、職員的能力の向上等に取り組む。

##### (2) 国際連携・活動支援

第4期中期目標（案）	第4期中期計画（案）
<p>国際的な質保証活動に参画する。また学位等高等教育資格の国際的通用性の確保を図るため、高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）に基づき、我が国における国内情報センター（NIC）を設置し、国内外の高等教育制度等に関する情報提供を行う。</p> <p>① 国際的な質保証活動への参画 我が国の高等教育における質の向上や国際的な信頼性を高めるため、国際的な質保証活動に参画し、国内外の質保証に係る教育制度情報に関する情報の交換・共有を図る。</p> <p>② 学位等高等教育資格の承認に関する情報提供 我が国の学位等高等教育資格の国際的な通用性を確保し、諸外国との円滑な承認に資するため、日本及び諸外国の高等教育や質保証の制度等に関する情報の収集、整理及び提供を行う。</p> <p>【評価指標】</p> <p>4-1-1 大学等と連携して実施した取組の実施状況（研修等の開催実績等を参考に判断）</p> <p>4-1-2 大学等の経営力強化促進の支援のための取組状況（●●を参考に判断）</p> <p>4-1-3 大学ポートレートの運用状況（参加大学数等を参考に判断）</p> <p>4-1-4 評価機関と連携して実施した取組の実施状況（会議開催実績等を参考に判断）</p> <p>4-2-1 国際的な質保証活動への参画状況（交流実績等を参考に判断）</p> <p>4-2-2 高等教育の資格の承認の推進に資するための情報の収集、整理、提供の状況（情報提供の件数等を参考に判断）</p> <p>【目標水準の考え方】</p> <p>4-1-1 大学等と連携し、大学等の支援に取り組んだか、研修参加者数、研修終了後のアンケート結果、ウェブサイト等を用いた情報提供の状況等を参考に判断する。</p> <p>4-1-2 （検討中）</p> <p>4-1-3 大学ポートレートを適切に運用し、機能の改善・充実に努</p>	<p>①国際的な質保証活動への参画 諸外国の質保証機関及び国際的な質保証ネットワーク等と連携・協力し、高等教育の質保証に関する活動への参画及び情報の交換・共有を図る。</p> <p>②資格の承認に関する調査及び情報提供 我が国の学位等高等教育資格の国際的な通用性の確保及び諸外国との円滑な資格の承認に資する国内外の高等教育制度、質保証制度等に関する調査及び情報提供を行う。</p>

第4期中期目標（案）	第4期中期計画（案）
<p>めたか、参加大学数、ウェブサイトのアクセス件数、利用促進や閲覧者の利便性向上のための取組状況等を参考に判断する。</p> <p>4-1-4 評価機関と連携し、認証評価の改善・充実等に取り組んだか、会議開催実績、研修の実績等を参考に判断する。</p>	
<p>5 調査研究</p> <p>我が国の高等教育の発展に資するため、機構の事業の基盤となる調査研究及び事業の検証に関する調査研究を行い、成果を事業に活用するとともに公表を通じて成果の社会への普及を図る。</p> <p>(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究</p> <p>我が国の高等教育における教育研究活動等の改革を支援するため、大学等におけるマネジメントの改善・向上、質の保証及び維持・向上のための評価、質保証に係る国内外の連携及び情報の分析方法と利用環境に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する評価事業を実証的に検証する。調査研究の成果については、機構の事業の改善等に活用するとともに、社会に提供・公表する。</p> <p>(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究</p> <p>我が国の学位の質及び国際通用性の確保と、多様な学習機会に対する社会の要請に応えるため、学位授与の要件となる学習の成果の評価と学位等高等教育資格の承認に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する学位授与事業を実証的に検証する。調査研究の成果については、機構の事業の改善等に活用するとともに、社会に提供・公表する。</p> <p>【評価指標】</p> <p>5-1 機構の事業への調査研究の成果の活用状況</p> <p>5-2 社会への調査研究の成果の提供状況</p> <p>5-3 研究成果の公表状況</p>	<p>5 調査研究</p> <p>(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究</p> <p>①大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究 大学におけるマネジメントの在り方について調査研究を行うとともに、大学改革のための専門性のある支援スタッフに関して財源、身分、人材育成等の制度設計の基礎となる研究を行う。</p> <p>②大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究 過去に実施された大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に検証するとともに、国内外の政策状況等の進展に伴う要請に対応した、今後の我が国の大学等の質の保証及び維持・向上のための評価システムの在り方について研究を行う。</p> <p>③質保証に係る国内外の連携に関する調査研究 諸外国における質保証制度を調査研究して、我が国の質保証制度の改善への参考材料とし、今後展開が予想される国際共同教育での連携を図るとともに、得られた知見をもとに我が国の大学の現場で質保証業務を担う実務人材の育成に向けた教材を開発して研修等を実施する。</p> <p>④質保証に係る情報の分析方法及び利用環境に関する調査研究 大学等の質保証を確立するために必要とされる情報の収集・整理・公表方法の検討及び教育研究活動に関する研究を行うとともに、大学及び評価機関等において情報を効果的に分析・活用するための利用環境に関する研究を行う。</p>

第4期中期目標（案）	第4期中期計画（案）
<p>【目標水準の考え方】</p> <p>5-1 調査研究の成果が機構の各事業に反映されたか、各事業の改善に活用されたか、各事業担当部課と連携して実施した調査、事業関連説明会数等を参考に判断する。</p> <p>5-2 調査研究の成果が社会に提供されたか、研究会・研修会数等を参考に判断する。</p> <p>5-3 調査研究の成果が関連学協会及び機構の学術誌等に公表されたか、学術論文・学会発表・報告書等数を参考に判断する。</p>	<p>(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究</p> <p>①学位の要件となる学習の成果の評価と学位等の承認に関する調査研究 学位の授与に必要な学習の体系的な構成と学習の成果の評価について理論的基底を踏まえて研究するとともに、学位等高等教育資格の国際的な互換性と公正な承認について学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績を踏まえて研究する。</p> <p>②機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究 高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。</p>
<p>IV 業務運営の効率化に関する事項</p> <hr/> <p>1 経費等の合理化・効率化 業務量の変動に対応した組織体制の見直し等に引き続き取り組むことにより、経費等の合理化・効率化を図る。 運営費交付金を充当して行う事業については、効率化になじまない特殊要因を除き、一般管理費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上を削減するほか、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。 なお、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。</p> <p>2 調達等の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき取組を着実に実施し、透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組む。</p> <p>3 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表す</p>	<p>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <hr/> <p>1 経費等の合理化・効率化 業務量の変動に対応した組織体制の見直し等に引き続き取り組むことにより、経費等の合理化・効率化を図る。 運営費交付金を充当して行う事業については、効率化になじまない特殊要因を除き、一般管理費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上を削減するほか、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。 また、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を適切に把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な予算執行に努める。 さらに、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。</p> <p>2 調達等の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、「調達等合理化計画」を策定し、計</p>

第4期中期目標（案）	第4期中期計画（案）
る。	<p>画に基づく取組を着実に実施するとともに、計画や自己評価結果等を公表する。</p> <p>3 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p>
V 財務運営の改善に関する事項	III 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画
<p>1 効率的な予算執行 運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な予算執行に努める。 なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。</p>	<p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p>
2 資産の有効活用	IV 短期借入金の限度額
保有資産については、その保有の必要性について不断の見直しを図る。	<p>1 短期借入金の限度額 79億円</p> <p>2 短期借入金が必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。</p>
	V 重要な財産の処分等に関する計画
	小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。
	VI 剰余金の使途
	決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。

第4期中期目標（案）	第4期中期計画（案）
<p>VI その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 内部統制            機構長のリーダーシップの下、法令等を遵守し、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を図る。            また、内部統制の機能状況について、内部監査、監事監査、自己点検・評価等により定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>2 情報セキュリティ対策            「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。</p> <p>3 人事に関する計画            大きく増減する業務量に対応し確実に実行するため、国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。また研修等により職員の能力向上に努める。</p>	<p>VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 内部統制            機構長のリーダーシップの下、法令等を遵守し、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を図る。また、内部統制の機能状況について、監査、自己点検・評価等により定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。特に監事、監査室及び会計監査人の連携を強化し監査を行い、その結果を公表する。</p> <p>2 情報セキュリティ対策            「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。</p> <p>3 施設・設備に関する計画            なし。</p> <p>4 人事に関する計画            大きく増減する業務量に対応し確実に実行するため、国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。また専門的な研修等により職員の能力向上を図る。</p> <p>5 中期目標期間を超える債務負担            中期目標期間を超える債務負担については、機構の業務運営に係る契約の期間が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画の影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。</p> <p>6 積立金の使途            前期中期目標の期間の最終事業年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の財源に充てる。</p>